

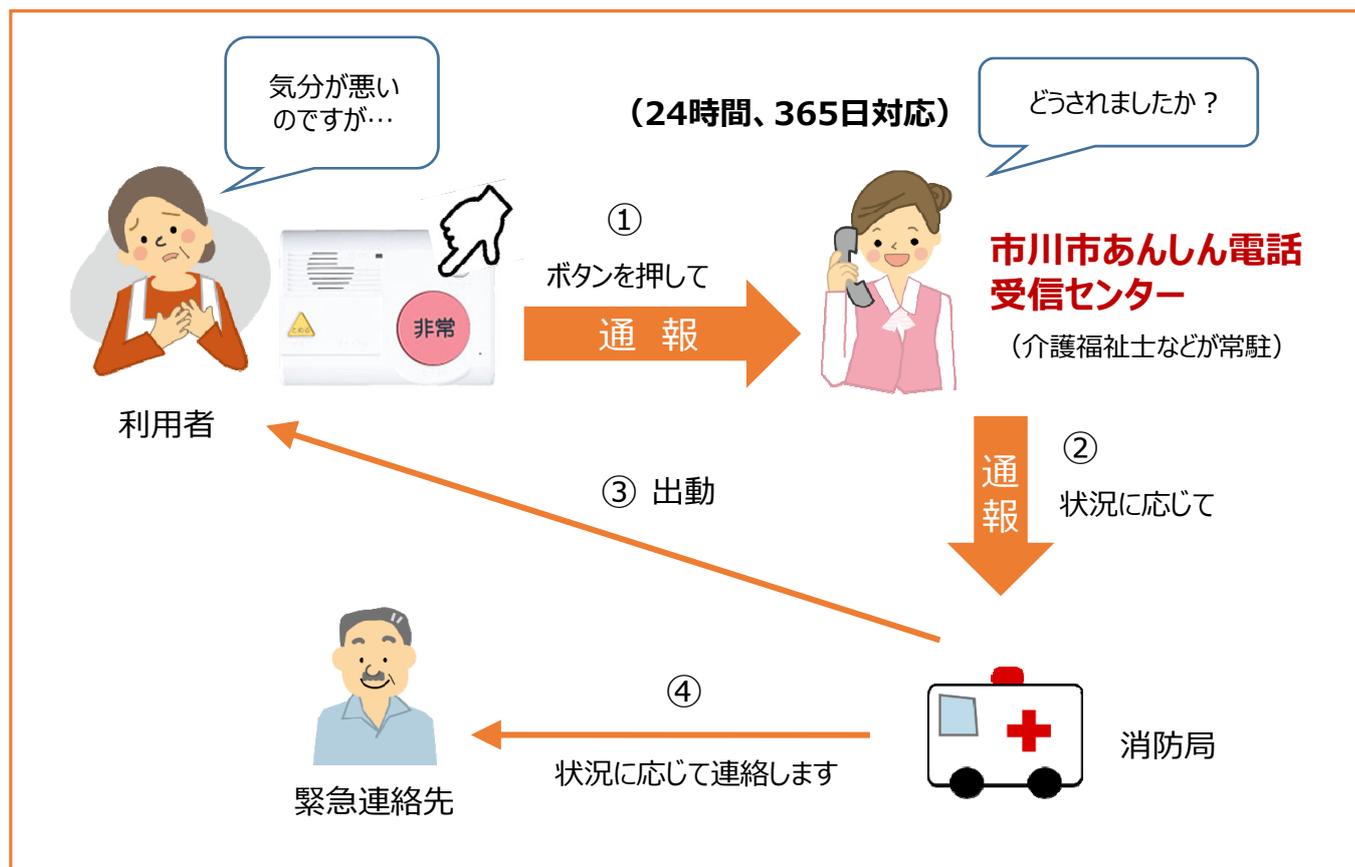
あんしん電話のご案内

24時間365日、ボタンひとつで、緊急通報をお受けします

病気・ケガをした場合など、もしもの時に、緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで、24時間365日いつでも「市川市あんしん電話受信センター」（委託先：市川市福祉公社）へ通報できるサービスです。

65歳以上の高齢者または身体障がい者（1級・2級）の方のみで構成されている世帯の方であれば、**新規設置費用を市が補助します。**

1 サービス内容



申込み
問合せ

市川市 地域包括支援課 管理グループ
〒272-8501 市川市八幡1-1-1
電話：047(712)8556

2 対象者と利用料金

NTTからの機器レンタルとなるため、NTTと電話回線契約を結んでいる方のみ、利用できます。
(NTTひかり電話を利用している場合は設置できますが、停電時の通報ができません。)

※IP電話を利用している場合や、ISDN・ADSLなど電話回線を通じてインターネットを利用している方は、レンタル商品の規約により、あんしん電話を設置することができません。

※類似の別事業「高齢者見守り支援事業」は、NTT回線でなくても利用可能ですので、NTT回線以外の方、固定電話をお持ちでない方は、「高齢者見守り支援事業」のご利用を是非ご確認ください。

対象者	新規設置費用	機器レンタル料
65歳以上の高齢者または身体障がい者（1級・2級）の方のみで構成されている世帯（同居するすべての世帯を含む）	設置費用2,900円 + オプション電池代2,600円 + 税 = 合計6,050円 ⇒ 市補助金（6,050円）を受ければ、実質0円	月額 380円 + 税
上記以外の65歳以上の高齢者または身体障がい者（自主設置者）	設置費用 6,500円 + 税 （オプション電池なし） ⇒ 市からの補助金なし （オプション電池を設置する場合は、別途2,600円 + 税 がかかります。）	月額 880円 + 税

※過去に当該補助金の交付を受けたことがある方は、補助の対象外です。

※新規設置費用・機器レンタル料は、毎月の電話料金とともにNTTから請求されます。

※オプション電池の電池交換費用は自己負担です。

※自主設置者のうち、NTTの規定により割安な料金を適用できる方がいます。（例：65歳未満の同居者が心身障がい者、未成年のみの場合など。）その他、NTTの規定により、新規設置費用等が高くなる場合があります。詳細は、地域包括支援課へお問い合わせください。

3 レンタル機器一覧

<p>あんしん電話 本体</p> 	<p>固定電話機の脇に設置します。</p> <p>「非常ボタン」を押すと、「市川市あんしん電話受信センター」（委託先：市川市福祉公社）に繋がり、通話することができます。</p> <p>【大きさ 幅21cm×奥行15cm】</p> <p>（※電源のためのコンセント確保が必要です。）</p>
<p>ペンダント型発信機</p> 	<p>「ボタン」を押すと本体と同様に通報できますが、通話はできません。</p> <p>家の中で、あんしん電話本体から離れる際に、身につけておくと安心です。（電波の届く範囲は50m程度です。）</p>

※機器を破損、紛失した場合は、費用が発生する場合があります。

4 申請から利用開始までの流れ

申請書類のご提出

下記のとおり、申請書類を窓口または郵送にてご提出ください。
(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)

■ 申請書類

- ① あんしん電話受信センター利用承認申請書
※親族等の緊急連絡先の記入が必要です。
必ず事前に了解を得てください。
- ② 緊急通報装置設置補助金交付申請書 (補助金対象の方のみ)
- ③ 委任状 (補助金の受け取り口座がご本人様名義でない方のみ)

■ 提出窓口

地域包括支援課 ・ 行徳支所介護福祉相談窓口 ・ 高齢者サポートセンター

オンライン申請QRコード
①利用承認申請書



工事日程調整のご連絡 (申請から10日程度)

申請書にお書きいただいた「設置の連絡先」へ、工事の日程調整のため、電話連絡します。
(あんしん電話受信センターまたは地域包括支援課担当者より)



利用開始!

設置工事 (申請から1か月程度)

NTT関連会社の工事担当者が訪問し、機器の設置工事を行い、通報のテストを行います。
(所要時間は30分～1時間程度です。)
設置工事完了後、あんしん電話の利用開始となります。



決定通知書の送付

地域包括支援課より、あんしん電話利用承認決定通知書を送付します。
設置補助金の交付申請をした方には、補助金の交付決定通知書を送付します。



設置補助金のお振込み (補助金対象者のみ)

新規設置費用は、NTTから利用者へ、電話料金と共に直接請求されます。
補助金の交付決定日から1～2か月程度で、市から、ご指定の口座へ補助金(6,050円)を振込みます。振込みに際して、連絡はいたしません。

5 利用開始後の注意事項

- 利用申請をすると、申請内容について、市が保有する情報で確認し、市川市あんしん電話受信センター、消防局、高齢者サポートセンターへ登録します。
また、同意がある場合は、お住まいの地区を担当する民生委員に情報提供します。
- ご利用者様の状況確認 (安否確認、緊急連絡先の変更がないかなど) のため、利用者または緊急連絡先へ、市川市あんしん電話受信センターや高齢者サポートセンターから電話連絡する場合があります。
- 通報後、病院等へ救急搬送する場合は、必要に応じて消防局から緊急連絡先へ連絡します。
緊急連絡先である方とは、日頃から連絡を取り合い、万が一の事態に備えておいてください。
連絡がつかない場合、病院での受け入れが困難になる場合があります。
- 機器の定期点検、ペンダント型発信機の電池交換のため、2年に1回程度、NTT関連会社の訪問があります。定期点検及びペンダント型発信機の電池交換に費用はかかりません。

6 申請内容に変更があるとき、利用をやめるときは

オンライン申請QRコード
変更届

変更があるとき

転居、緊急連絡先の変更など、申請内容に変更がある場合は、地域包括支援課までご連絡ください。
(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)



利用をやめるとき

- ① 地域包括支援課へ、あんしん電話の利用を辞める旨、ご連絡ください。
(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)
- ② レンタル機器の回収について、NTTへ連絡をお願いします。
NTTの連絡先
電話事業者がNTTの場合は「116」
市外および電話事業者がNTT以外のときは「0120-887-116」

辞退届



7 (付加サービス) 緊急支援派遣サービス制度のご案内

救急車を呼ぶほどではないが、**夜間(夕方18時～朝8時)**に手助けが必要な場合に、緊急時支援員の派遣を受けることができます。(有料)

(例えば)



対象者	1回あたりの自己負担額
下記の要件を全て満たす方 ①あんしん電話を設置している方 ②65歳以上の高齢者および身体障がい者(1級・2級)の方のみで構成されている世帯(同居するすべての世帯を含む) ③介護保険の要介護1～5の認定を 受けていない方	・市民税課税世帯の方：600円 ・市民税非課税世帯の方：300円

※要介護1～5の認定を受けている方は、類似サービス(夜間対応型訪問介護)をご利用ください。

■ 利用の手順

- ① 緊急時支援員派遣依頼事業の利用申請
(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)
- ② 地域包括支援課より承認決定通知書を送付します。
- ③ あんしん電話受信センターが行う聞き取り調査を受けてください。
(サービス提供事業者と支援員派遣の契約をしていただきます)
- ④ サービスの利用開始
※実際に派遣を受けた場合は、1回ごとに補助金申請が必要です。)

オンライン申請QRコード
支援員利用申請

